

諸外国における最近の税制改正の動向

藤岡博

はじめに

各国の租税政策は、それぞれの国の財政状況をはじめとして種々の社会経済情勢に応じて推進されるものであることはいうまでもない。

最近の欧米主要国は、それぞれの財政状況、社会経済情勢の推移の中で、それぞれのやり方で歳出面での抑制的な措置と租税政策とを組み合わせることにより、財政の健全化に取り組んでいる。

以下では、こうした状況にある欧米主要国の税制改正の動向についてその大要を述べることにしたい。

アメリカ

1. レーガン大統領の租税政策の変遷

レーガン大統領は、就任直後の1981年2月、サプライ・サイドを重視した経済再生計画を発表し、この中で、歳出削減、個人・企業の税負担軽減、政府規制の緩和、安定的で節度ある貨幣政策、の4本柱によりアメリカ経済の再生を図り、同時に財政収支を改善させて1984年度には黒字とすることを提唱した。これを受けた「経済再生のための1981年租税法」では、個人所得税率の引下げ、1985年からの所得税インデクセーションの導入、加速減価償却制度（ACRS）の導入、投資税額控除制度の拡充等が法制化され、減税規模も82年度以降3年間に2,803億ドルに及ぶものとなった。しかし、減税を通じて貯蓄・投資・労働供給等を刺激し、経済を供給面から再生するというサプライ・サイド重視の政策は必ずしもはかばかしくなく、景気は直ちには回復せずに停滞を続け、財政赤字は拡大した（第1～3表、別図参照）。

このため、同大統領は82年1月発表の予算教書において、一層の歳出削減策を織り込むとともに大規模な増収案を議会に提示した。これに対し議会においては、財政赤字拡大に対するより一層の危機感などから大統領提案を上回る規模の増収措置を盛り込んだ「課税の公平と財政の責任のための1982年法」を8月に可決した。本法に基づく増収見込みは1983年度以降3年間で983億ドルという平和時では史上最大規模の増税となっている。当初の大統領提案では、これら増収措置は「必要性がなくなった制度の廃止」、「税制の抜け穴を封ずる措置」や「徴税方法の改善のための措置」であると説明されており、実際、成立法における租税優遇措置の縮小、利子・配当に対する一律10%の源泉徴収課税の導入（総合課税には変更はないが、申告漏れを防ぐことを主たる目的として1983年7月1日より導入することとされていた。）、支払調書提出義務の整備・強化等はこの線に沿ったものといえるが、同時に、投資税額控除の限度額の縮小、加速償却制度の追加的前倒の撤回、航空関係諸税、電話利用税、タバコ税の引上げ等も行われたため、前年の減税法とは立場を異にしたものであるとの指摘を受けるところとなった。

第1表 アメリカの経済指標の推移

C . Y .		1980	1981	1982	1983
アメリカ	実質GNP(1972年価格億ドル)	14,750	15,138	14,854	15,353
	前年比(%)	(0.3)	(2.6)	(1.9)	(3.4)
	実質設備投資(1972年価格億ドル)	1,658	1,744	1,661	1,684
	個人貯蓄率(%)	6.0	6.6	5.8	4.9
(参考)日本	実質GNP(1975年価格兆円)	189.8	197.5	203.9	210.1
	前年比(%)	(4.8)	(4.0)	(3.3)	(3.0)

第2表 日米の民間設備投資のG N Pに対する割合の推移（実質）

（単位 %）

C.Y.	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
日 本	15.7	15.2	15.5	16.4	16.9	17.2	17.2	17.0
ア メ リ カ	9.7	10.2	11.0	11.5	11.2	11.5	11.2	11.0

第3表 アメリカの財政赤字の動向

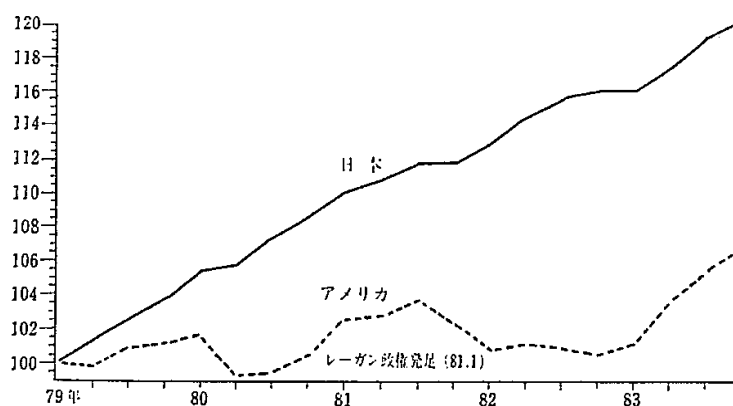
（単位 億ドル）

年度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
1981年3月予算教書	-596	-549	-450	-228	5	58	282
実 績	-596	-579	-1,106	-1,954	-1,837	-1,804	-1,771

（注）1. 実績欄の1984, 1985, 1986年度は1984年2月1日の1985年度予算書による実績見込み及び見通し

2. アメリカの財政年度は前年の10月から当年の9月まで

図 実質G N Pの日米比較（79年1～3月＝100 四半期季調済）



1982 年中には、上記の大増税法のほか、12 月に「1982 年ハイウェイ歳入法」が議会を通過した。これは荒廃しつつあるアメリカのハイウェイ網の改修・整備のため、ハイウェイ信託基金（統合予算の枠内）の財源を拡充するものであり、主要点はガソリン税、特殊燃料税の 1 ガロン当たり 4 セントから 9 セントへの引上げ（1983 年 4 月 1 日実施）であった。

2. 1983 年中の税制改正

（1）1984 年度予算教書の提出とその後の動向

以上のような 1982 年中の増税法の成立にもかかわらず財政赤字は拡大し、83 年 1 月 31 日議会に提出された 1984 年度（1983 年 10 月～84 年 9 月）予算教書において、レーガン大統領は新たな 4 項目からなる財政赤字削減策を発表した。

1984 年度歳出を実質で 1983 年度水準に凍結する。

長期的構造改革により、歳出・歳入両面から赤字を削減する。これには社会保障税増税等も含まれる。

1984 年度以降 5 年間で 470 億ドルの国防支出の節約を図る。

スタンド・バイ増税（条件付増税）により、1986 年度以降 3 年間に 1,460 億ドルの増収を図る。

このうち、スタンド・バイ増税は、86 年度の財政赤字が GNP2.5% 以下にまで縮小しなかった時に自動的に発動される増税（具体的には、所得税・法人税の課税所得の約 1% に当たる付加税と 1 バレル当たり 5 ドルの原油税の導入）を、1983 年中に予め法制化しておこうというものである。これ以外に大統領提案に含まれていたのは、既に議会超党派の支持を得ていた社会保障税関係の増税と、雇用主による被用者のための健康保険料支払への所得税課税等極めて限られた税制改正案であった。

その後 1983 年いっぱいには、財政赤字への危機感が高まる中で、下院歳入委員会、上院財政委員会等を中心に、81

年減税法による減税の一部凍結等も織り込んだ増税法案の成立を目指す努力が続けられた。しかし、思った通りの歳出削減が議会で具体化しない状況下での増税を大統領が積極的に支持しなかったこともあって、社会保障税増税以外はスタンド・バイ増税も含めて、結局成立に至らなかった。一方、83年7月1日からの実施が予定されていた利子・配当源泉徴収課税については、金融業界の激しい反対運動を受けて議会内にも導入撤回の動きが高まり、財務省による実施延期の後、7月28日これを撤回することを主な内容とする「1983年利子・配当納税遵守法」が議会を通過、この法案に利子・配当所得に係る別の納税遵守改善策が含まれていたことから、当初拒否権の行使を示唆していた大統領も8月5日署名を行った。

(2) 「1983年社会保障改革法」による税制改正

アメリカで通常「社会保障 (Social Security)」と呼ばれるのは、「老齢・遺族・障害保険 (OASDI)」及び「病院保険 (HI)」の両制度を中核とする制度のことである。これら公的年金・保険制度は原則的には特定財源である社会保障税により賄われているが、厳しい財政難に直面しており改革が急がれていた。3月議会を通過した「1983年社会保障改革法」には、歳出面でも老齢年金の給付開始年齢を2027年までに現在の65歳から67歳まで引き上げる、給付のインフレ調整を遅らせる等の重要な改革が盛り込まれたが、税制面でも以下のような改革が行われた。

調整総所得とOASDI給付の半額との合計が2万5,000ドル(夫婦者の場合3万2,000ドル)を超える者について、1984年1月1日以降、年金給付の半額、又は前述合計のうち2万5,000ドル(又は3万2,000ドル)を超過する分の半額、のいずれか少ない額に対して、他の所得と合算して課税がなされることとされた。なお、年金給付についての課税とみなされる所得税額は、財務省から社会保障年金基金に繰入れられる。

社会保障税率の引上げを加速化し、また、1984年1月1日以降、自営業者のOASDI及びHIにかかる税率を被用者・雇用者合計税率と同率にする。これらの改正の結果、社会保障税率は第4表のように法定された。

現行では、連邦政府、州・地方政府、非営利機関の職員は多くの場合、独自の共済基金でカバーされており社会保障制度に加入することが義務づけられていないが、1984年1月1日以降、連邦政府、非営利機関の新規職員に加入を義務づけ、また、現在加入している州・地方政府の職員には途中脱退を認めないこととされた。

(3) 「1983年利子・配当納税遵守法」による課税強化策

利子・配当の支払者に対し納税者番号を通知しなかった者、及び利子・配当の申告を怠った者でその理由の説明を求める4回の通知を受けた者については、内国歳入庁から各金融機関に通告した者につき20%の利子・配当源泉徴収課税を行う。これは「裏打ち (back-up) 源泉徴収制度」と呼ばれ、1984年1月1日以降施行される。

利子・配当支払者が支払調書に納税者番号の記入を怠った場合及び支払調書の提出を怠った場合の罰則を強化する。

利子・配当所得の申告漏れに対する罰則を強化する。

第4表 1983年社会保障改革法により定められた社会保障税率の引上げ

C.Y.	課税所得 上 限	OASDI (老 齢 ・ 遺 族 ・ 障 害 保 険)			HI (病 院 保 険)		
		被 用 者 用		自営業者用	被 用 者 用		自営業者用
		被用者・雇用 主各負担税率	被用者・雇用 主合計税率	自営業者 負担税率	被用者・雇用 主各負担税率	被用者・雇用 主合計税率	自営業者 負担税率
	ドル	%	%	%	%	%	%
1980	25,900	5.08	10.16	7.05	1.05	2.10	1.05
1981	29,700	5.35	10.70	8.00	1.30	2.60	1.30
1982	32,400	5.40	10.80	8.05	1.30	2.60	1.30
1983	35,700	5.40	10.80	8.05	1.30	2.60	1.30
1984	37,800	5.70	11.40	11.40	1.30	2.60	2.60
1985	インフレ 自動調整	5.70	11.40	11.40	1.35	2.70	2.70
1986～1987		5.70	11.40	11.40	1.45	2.90	2.90
1988～1989		6.06	12.12	12.12	1.45	2.90	2.90
1990以降		6.20	12.40	12.40	1.45	2.90	2.90

(注) 1. 課税所得上限は、インフレ率に応じ前年の11月に決定される。

2. OASDIに関し、時限的に一定割合(被用者については1984年に0.3%、自営業者については2.7%、85年に2.3%、86～89年に2.0%)が税額控除される。(その結果、例えば自営業者の1984年のOASDI・HI合計実質税率は11.30%となる。)

3. 最近における税制改正の動向

(1) 1985 年度予算教書の提出

本年 2 月 1 日、レーガン大統領は 85 年度予算教書を提出した。景気は回復基調にあるが、財政赤字は引き続き巨大で、大統領自身も持続的な経済成長のためには赤字削減が急務であることを認めている。予算教書では、赤字削減策として 税の抜け穴防止等による一定の増税措置、国防支出の節約、グレース委員会の勧告等に基づく非国防支出の節約・削減、上記の赤字削減に伴う国債費の縮小、を挙げている（第 5 表参照）。ただ、レーガン大統領は教書の中でも赤字削減のための端的な増税は明確に否定しており、そのかわり公平、簡素、経済成長に資するような抜本的税制改革についての勧告案を、84 年末までに財務省に提出させるとしている。

(2) 予算教書による税制改正提案

限られた規模ではあるが、85 年度予算教書においても税の抜け穴防止等のための具体的税制改正提案が行われた（増減収効果については第 6 表参照）。

一定の技術的構造的改革...非課税団体の加速減価償却、投資税額控除のメリットを課税団体に移転するためのリース契約の制限、州・地方政府が民間産業開発資金調達のために非課税債を発行することの制限、生命保険会社課税の簡素化・合理化、等を行うこととする。

租税回避の縮小...法人税制、税務会計方法等を用いた租税回避を縮小させるよう、多くの詳細な改正を行う。

雇用主が被用者のために支払う健康保険料への所得課税...現行では雇用主が被用者のために（保険会社に）支払う健康保険料については、雇用主は損金算入できる上、被用者段階でも課税されていない。改正案ではこれを被用者が受け取る給与の一部とみなし、被用者の課税所得の中に含めることとする。

その他...連邦職員退職年金負担金（税外収入）の引上げ、現行では 85 年末で廃止となる増加試験研究費税額控除制度の延期等が提案されている。

第 5 表 1985 年度予算教書による財政見通し

		(単位 億ドル, %)					
年度	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
	実績	実績見込み	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し
歳出 (A)	7,959	8,538	9,255	9,921	10,683	11,303	11,837
(伸び率)	(9.3)	(7.3)	(8.4)	(7.2)	(7.7)	(5.8)	(4.7)
[対GNP比]	[24.7]	[24.0]	[23.8]	[23.4]	[23.3]	[22.8]	[22.1]
歳入 (B)	6,006	6,701	7,451	8,149	8,878	9,783	10,603
(伸び率)	(2.8)	(11.6)	(11.2)	(9.4)	(8.9)	(10.2)	(8.4)
[対GNP比]	[18.6]	[18.8]	[19.2]	[19.3]	[19.3]	[19.7]	[19.8]
財政赤字額 (C)	1,954	1,837	1,804	1,771	1,805	1,520	1,234
(C / A)	(24.6)	(21.5)	(19.5)	(17.9)	(16.9)	(13.4)	(10.4)
[対GNP比]	[6.1]	[5.2]	[4.6]	[4.2]	[3.9]	[3.1]	[2.3]
(参考) 現行制度下の財政赤字		1,870	2,080	2,160	2,200	2,030	1,930
赤字削減額		40	280	400	390	510	690
増税		40	80	120	140	180	230
国防支出			130	130	60	70	140
非国防支出			50	100	120	160	200
国債利払費			20	50	70	100	120

(3) 予算教書提出後の増税立法への動き

大統領の予算教書提出後、議会では赤字削減に向けての動きが活発化し、増税についても大統領の求めている租税回避縮小のための諸改正に加えて 昨年と同様 1981 年減税法等により予定されている減税を凍結する等の増税法案が、下院歳入委員会、上院財政委員会でまとまっている。ただし、増税立法の行方、成否については、大統領が非国防支出の削減とあわせてでなければ増税を支持しないとしていること、これに対し下院を制する民主党が社会的

支出の削減を最小限にしてむしろ国防支出の大幅削減と相当規模の増税を行うことを求めていること等から、未だ予断を許さない状況にある。議会の各委員会では非国防支出の削減をどこまで具体化できるか、大統領が国防支出の伸び率カットをどこまでのめるか、等をながめながら、今後歳入委員会、財政委員会、上・下院本会議での調整が続けられていくこととなろう。

第6表 税制改正の増減収効果（85年度予算書による見積り）

		(単位 億ドル)				
年	度	1983	1984	1985	1986	1987
A	1981年1月1日現在の制度による歳入見通し	6,676	7,474	8,293	9,167	10,059
B	行政上の措置による増収	2	0	2	2	2
C	成立済の税制改正等による増減収額					
	経済再建のための1981年租税法	911	1,336	1,650	2,077	2,485
	課税の公平と財政の責任のための1982年法	166	354	397	493	607
	1982年ハイウェイ歳入法	15	41	42	44	45
	1983年社会保障改革法等による税制改正	14	77	188	261	308
	社会保障税課税上限のインフレ自動調整(注)	44	80	113	152	206
	1983年利子配当納税遵守法	1	26	24	21	17
	1983年鉄道退職歳入法	0	2	7	11	11
	その他の法律改正	0	0	1	0	0
D	(小計)既存の法律による歳入見通し	6,006	6,666	7,372	8,033	8,737
E	当教書の提案している税制改正等による増収	-	35	79	116	141
	一定の技術的構造的改革	-	8	11	22	37
	租税回避の縮小	-	8	32	43	47
	雇用主の支払う健康保険料への課税	-	-	39	65	80
	その他		19	3	14	23
F	(合計)当教書による歳入見通し	6,006	6,701	7,451	8,149	8,878

(注) 社会保障税の課税上限はかねてよりインフレ自動調整が決まっているがここでは1982年1月1日以降の毎年の改訂の効果を見通したもの。

イギリス

イギリスにおいては、3月13日、ローソン蔵相が議会において恒例の予算演説を行い、1984年度の政府の税制改正案を明らかにした。なお、このほか同予算演説においては、本年度予算の基本的性格、経済見通し、中期的な財政金融政策及び公共支出計画が表明されているが、それによれば、現保守党政権発足(1979年5月)以来政府が推進してきた通貨供給管理政策や財政赤字抑制策が実を結び、イギリス経済が回復軌道に乗りつつある点に自信を深めた模様であり、今後の経済運営としては、インフレの鎮静化と金利の低下が景気回復の基本になるとし、このためマネーサプライの適切な管理や、公共部門借入所要額(PSBR)の抑制という従来の政策スタンスを踏襲することとしている。

今回の税制改正案は、歳入に与える効果としてはほぼ中立的(1984年度3億ポンドの減収)であるものの、ローソン蔵相自身が「抜本的改革案(radical, tax-reforming Budget)」と評価しているとおり、かなり思い切った改正案となっている。改正案のポイントは次のとおりである。

所得課税から消費課税へのシフト

所得税減税、酒税等の個別消費税増税等

時代に適合しなくなった租税特別措置の廃止及び税制の簡素化

ストックレリーフの廃止、機械設備等に対する初年度特別償却の段階的廃止、生命保険料に関する優遇措置の廃止等

金融市場活性化及び金融機関相互間の取扱いの公正化

銀行預金利子に対する源泉徴収制度の導入、生命保険料に関する優遇措置の廃止、投資所得加重税の廃止、印紙税の引下げ等

企業コストの低減，企業収益の向上の実現

法人税率の段階的引下げ，国民保険料付加税の廃止

以下，今年度の税制改正案の概要を税目別に述べることとする。

なお，この税制改正案は，議会の審議を経た後正式に成立（通常は 7 月頃）の運びとなるが，一部は租税仮徴収法に基づき暫定的に施行されている。（施行期日については適宜本文中に述べた。）

1. 所得税

（1）人的控除の引上げ

基礎控除について約 12.5% 引き上げるほか，65 歳以上の者に適用される老年者控除についても引き上げる。

イ 基礎控除 独身者 1,785 ポンド→2,005 ポンド

夫婦者 2,795 ポンド→3,155 ポンド

ロ 老年者控除 独身者 2,360 ポンド→2,490 ポンド

夫婦者 3,755 ポンド→3,955 ポンド

（老年者控除の所得制限額 7,600 ポンド→8,100 ポンド）

ハ 寡婦控除 1,010 ポンド→1,150 ポンド

（2）税率ブラケットの改定

税率ブラケットについても次のとおり改定する。

改 正 前		改 正 後		税 率
ポンド超	ポンド以下	ポンド超	ポンド以下	%
	～ 14,600		～ 15,400	30
14,600	～ 17,200	15,400	～ 18,200	40
17,200	～ 21,800	18,200	～ 23,100	45
21,800	～ 28,900	23,100	～ 30,600	50
28,900	～ 36,000	30,600	～ 38,100	55
36,000	～	38,100	～	60

（3）投資所得加重税の廃止

投資所得（利子，配当，賃貸料等）のうち 7,100 ポンドを超える部分については，所得税のほか，15% の投資所得加重税が課されているが，これを廃止する。なお，この税は，1973 年に勤労所得控除が廃止された際，資産所得と勤労所得とのバランスを保つため導入されたという経緯がある。

（4）生命保険料に関する特例の廃止

生命保険料については，所得控除制度はないが，適格生命保険掛金については契約者は保険料の 85% を支払い残りの 15% は内国歳入庁が支払うこととなっていた。今回この特例が廃止（3 月 14 日以降契約されるものに適用）されることとなった。

（5）英国籍を持たない者の所得に関する特例の段階的廃止

従来，英国籍を持たない（non-domiciled）個人が非居住者に雇用されて得た国内所得については，その 50%（前 10 年のうち，9 年間居住していた場合は 25%）が非課税となっていたが，これを次のとおり段階的に廃止する。（前 10 年のうち 9 年間居住していた場合の 25% 控除は 1984 年度から廃止。）

1984～1986 年度 1987～1988 年度 1989 年度以降

50%（改正なし）→25% → 廃止

（6）銀行預金利子に対する源泉徴収制度の導入

従来，建築組合（Building Societies）の預金のみ適用されていた源泉徴収制度を銀行預金についても適用する。施行は 1985 年 4 月 6 日以降，対象預金者は居住者たる個人である。源泉徴収税率は，所得税の課税対象となっている者の預金利子に 30% の基本税率で課税した場合の税収と源泉徴収による税収とが等しくなるよう設定される予定である。

なお，内国歳入庁は，既存税法の解釈として，従来非課税とされていた建築組合における国債売買益を銀行の場合と同様課税対象とする旨発表している。

2. 所得税，法人税共通

（1）在庫評価の特例措置（ストックレリーフ）^{（注）}の廃止

この制度は、1975 年に当時の急激なインフレを背景に導入されたもので、インフレによる在庫の名目増部分を非課税とするものであるが、1984 年 3 月 13 日以降開始する事業年度からこれを廃止する。

(注) ストックレリーフとは期末在庫高が期首在庫高を上回る場合、(期首在庫高 - 2,000 ポンド)に期中の在庫物価指数(産業省が毎月発表)の上昇率を乗じた額を所得から控除することを認めるという制度である。

(2) 機械、設備等に対する特別償却の段階的廃止

現在、機械、設備については 100%の初年度償却、産業用建物については 75%の期初償却が認められているが、これを次のとおり 3 年間で段階的に廃止する。

	機械、設備	産業用建物
現 行	100%	75%
1984. 3.14 ~	75%	50%
1985. 4. 1 ~	50%	25%
1986. 4. 1 ~	0%	0%

この結果、1986 年 4 月 1 日以降は、機械、設備については 25%の定率償却、産業用建物については 4%の定額償却のみが認められることとなる。

3. 法 人 税

現行 52%の税率を次のとおり段階的に引き下げる。

(現 行) (83 年度) (84 年度) (85 年度) (86 年度以降)

52% ———→ 50% ———→ 45% ———→ 40% ———→ 35%

(注) 法人税率は、毎年前財政年度に生じた所得に適用されるものが定められることになっている。

また、年間利潤額が一定額未満の法人に対して適用される軽減税率についても 38%から 30%に引き下げられることとなっており、その結果次のとおりとなる。

区 分	現 行	83 年度	84 年度	85 年度	86 年度以降
年間利潤額が 50 万ポンド超の法人	52%	50%	45%	40%	35%
年間利潤額が 10 ~ 50 万ポンドの法人	52 ~ 38	50 ~ 30	45 ~ 30	40 ~ 30	35 ~ 30
年間利潤額が 10 万ポンド未満の法人	38	30	30	30	30

なお、法人において生じたキャピタルゲインについては従来どおり実効税率が 30%となるよう所要の調整が行われる予定である。

4. キャピタルゲイン税

個人において生じたキャピタルゲインについては、所得税に代えて税率 30%のキャピタルゲイン税が課されているが、この年間非課税限度額を、おおむね前年の小売物価上昇率に応じ、5,300 ポンドから 5,600 ポンドに引き上げる。

5. 資産移転税

資産移転税については、最高税率を引き下げるなど、税率表の改訂を行う。

6. 国民保険料付加税

国民保険料付加税は、1977 年労働党内閣により導入されたもので、雇用者の負担する国民保険料に付加して課されるものである。従来から、産業界を中心に廃止の要望が強く、現保守党政権は、順次この税率を引き下げてきた。今回これを今年 10 月 1 日以降廃止することが提案されたが、過去の税率の推移等は次のとおりである。

1977. 4 (導入) ~	2.0%
1978.10 ~	3.5
1982. 4 ~	2.5
1983. 4 ~	1.5
1983. 8 ~	1.0
(1984.10 ~	廃止)

7. 付加価値税

付加価値税については、課税対象物件の拡大(持ち帰り軽食(5 月 1 日以降適用)等)、輸入品についての納期限の短縮(10 月 1 日以降適用)が行われる。

8. 個別消費税

酒税，炭化水素油税及びたばこ税については，おおむね前年の小売物価上昇率に応じ，それぞれ税率を引き上げる。新しい税率の適用は，酒税については3月14日以降，炭化水素油税については3月13日午後6時以降，たばこ税については3月16日以降である。

9. 印 紙 税

有価証券の取引の際課される印紙税の税率を2%から1%に引き下げる。

10. 自 動 車 税

通常の自動車について年間納付税額を85ポンドから90ポンドに引き上げるなど6%～9%税率を引き上げる。

西 ド イ ツ

西ドイツでは，昨年6月29日に1984年予算案が閣議決定され，12月16日に連邦議会を通過し，成立した。

同予算の骨格を見ると，歳出総額は2,571億マルク（対前年比1.6%増）歳入総額は2,235億マルク，新規国債発行額336億マルク（公債依存度13.1%）となっており，歳出を抑制することで財政赤字の縮小をはかったものとなっている。このように歳出の抑制をはかる一方で，景気の停滞にも配慮している。すなわち，昨年7月から施行された付加価値税の増税（税率：13%→14%）によって増収をはかる一方で，この増収分を用いての財産税の軽減等を行っている。税制改正の主な内容は以下のとおりである。

1. 財産税の軽減等

（1）財産税の軽減

営業用財産（営業より生じた債務を控除したネットの部分）の125,000マルク以下の部分が新たに非課税とされる。この非課税額超過額の75%が課税標準となる。

船舶財産（商船）で国際運送に就いているものについては，上記非課税額超過額の50%が課税標準となる。

法人に対する税率を0.7%から0.6%に引き下げる。（なお，個人については，その税率は0.5%に据え置かれる。）

（2）二重課税の緩和

親子会社に関して生ずる財産税の二重課税を緩和するため，これまで，親会社の子会社に対する持分割合が25%以上の場合，これを非課税として扱ってきたところを，10%以上を有する親会社の持分を非課税とするように改める。

と同様の措置を営業税に対してもとる。

営業税，法人税，財産税について，海外法人に対する親子会社の基準が，これまでの持分割合25%から10%に引き下げられる。

（3）損失繰戻し限度額の引き上げ

法人税及び所得税に関して，現在2年間の損失繰戻しと5年間の損失繰越しが認められているが，企業の自己資本の強化及び手もと流動性強化のために，損失繰戻し限度額をこれまでの500万マルクから2倍の1,000万マルクまで引き上げる。この措置は1983年の課税期間に生じた損失についても適用される。

（4）営業譲渡

所得税に関して，老齢及び営業不能のために営業譲渡又は営業放棄を行う者に対して認められていた60,000マルクの非課税額を2倍の120,000マルクまで引き上げる。

2. そ の 他

（1）自動車税における身障者の優遇措置の制限

（2）一種の赤字組合を用いた節税の制限

（3）労働者の資本参加促進のための，会社の株式等の取得に対しての優遇措置

3. 投資課徴金（国債の強制割当制度）

従来，これは1983年及び1984年の両年に，高額所得者及び法人に対して，その所得税，法人税の税額の5%に当たる国債を強制的に購入させるというもので，償却期間は1987年から1989年とされていた。これが，今度の改正によって，徴収期間が1985年まで延長され，償還期間も1990年から1993年までと延長されることとなった。

フ ラ ン ス

1981年5月に成立したミッテラン政権は、その当初において雇用の拡大・景気回復をその最優先施策とし、積極財政を展開した。しかし、世界景気が低迷している中で、国内物価が騰勢を強めたほか、国内の需給ギャップが拡大し、貿易赤字は拡大の一途をたどった。この結果、政権樹立後1年余りの間に2度のフラン切下げを余儀なくされ、これを契機に、82年央に、それまでの積極財政からインフレ抑制に向けての引締政策に転換された。一昨年12月に成立した1983年度予算法は、この流れを受けて財政引締め色の強いものとなり、その後も、昨年3月に3度目のフラン切下げが行われた上、一連の緊縮策が打ち出されたところである。

1984年度予算法は、昨年9月21日に閣議決定され、12月29日に成立したが、これは1983年度予算法に引き続き、緊縮型予算になっている。すなわち、本予算はインフレ抑制及び国際収支の均衡を図ることを政策の基本スタンスとして編成され、基本目標として、歳出抑制及び財政赤字の抑制、産業振興（国際競争力の強化）、行政の効率化、社会的公正の確保を掲げている。歳出の伸びは、対前年当初予算比で6.5%増（1983年度予算では11.8%増、1982年度予算では27.7%増）に抑えられており、また財政赤字は1,225億フラン（依存度13.0%）で1983年度予算と同じくGDPの3%以内に抑えられている。

1984年度予算法による税制改正の主な内容は以下のとおりである。（なお、税制改正によるネットの増収額は40.2億フランである。）

1. 所 得 税

（1）税率適用ブラケットを一律9.1%引き上げ以下のように改定されることとされた。また、さらに、1983年度所得税額（税額控除前）のうち20,000フランを超える部分について、5～8%の累進付加税を課すこととされた。

税率(%)	改 正 前	改 正 後
	フラン超 フラン以下	フラン超 フラン以下
0	～ 12,620	～ 13,770
5	12,620 ～ 13,190	13,770 ～ 14,390
10	13,190 ～ 15,640	14,390 ～ 17,070
15	15,640 ～ 24,740	17,070 ～ 26,990
20	24,740 ～ 31,810	26,990 ～ 34,700
25	31,810 ～ 39,970	34,700 ～ 43,610
30	39,970 ～ 48,360	43,610 ～ 52,760
35	48,360 ～ 55,790	52,760 ～ 60,870
40	55,790 ～ 92,970	60,870 ～ 101,430
45	92,970 ～ 127,860	101,430 ～ 139,500
50	127,860 ～ 151,250	139,500 ～ 165,010
55	151,250 ～ 172,040	165,010 ～ 187,700
60	172,040 ～ 195,000	187,700 ～ 212,750
65	195,000 ～	212,750

（2）養老保険料控除等については、従来所得控除であったが、これを控除限度額を引き下げた上で支出額の25%の税額控除に改めることとされた。（増税）

2. 相続・贈与税

区分	改 正 前			改 正 後		
	千フラン超	千フラン以下	%	千フラン超	千フラン以下	%
配 偶 者	~	50	5	~	50	5
	50	~ 100	10	50	~ 100	10
	100	~ 200	15	100	~ 200	15
	200	~	20	200	~ 3,400	20
				3,400	~ 5,600	30
				5,600	~ 11,200	35
				11,200	~	40
直 系 血 族	~	50	5	~	50	5
	50	~ 75	10	50	~ 75	10
	75	~ 100	15	75	~ 100	15
	100	~	20	100	~ 3,400	20
				3,400	~ 5,600	30
				5,600	~ 11,200	35
				11,200	~	40

基礎控除額を引き上げる（例えば配偶者，直系血族の場合，25 万フランから 27 万 5 千フランに引上げ）とともに，配偶者，直系血族に適用される税率表を上記のように改めることとされた。

3. 富裕税

基礎控除額を 320 万フランから 340 万フランに引き上げるとともに 税率表を以下のように改めることとされた。
（事業用資産については免税とされることになった。）

税率 (%)	改 正 前		改 正 後	
	万フラン超	万フラン以下	万フラン超	万フラン以下
0	~	320	~	340
0.5	320	~ 530	340	~ 560
1.0	530	~ 1,060	560	~ 1,120
1.5	1,060	~	1,120	~

4. 企業課税

（1）1983 年及び 1984 年に新設された企業に対して，法人税又は所得税を 3 年間全額免除，それに続く 2 年間は 50% 免除することとされた。

（2）法人税の概算課税について，従来の一律 3,000 フランから，以下のような取引高に応じた累進制に改められた。

取 引 高	概 算 課 税 額
万フラン以上	万フラン未満
~ 100	4,000
100 ~ 200	6,000
200 ~ 500	8,500
500 ~ 1,000	11,500
1,000 ~	17,000

（3）1982 年度補正予算法において，銀行，保険会社等の金融機関の人件費等の支出に対して 1% の特別税が時限的に課されることとなり，1983 年度も継続されたが，1984 年度もこの措置を継続することとされた。

5. 間 接 税

ビデオレコーダー，自動車のリースに対する付加価値税の税率が，18.6% から $33\frac{1}{3}\%$ に引き上げられたほか，社用自動車税，印紙税についても税額を引き上げることとされた。

6. 脱税対策等

従来，個人が宝石，美術品等を購入し，その価額が 5,000 フランを超える場合は，裏書きできない線引小切手等で支払われなければならないとされていたが，この義務を個人が行うすべての財・サービスへの支払いに拡大することとされた。

（筆者は主税局調査課課長補佐）